

論  
説

諷刺作家の誕生（四）

——初期ジョナサン・スウィフトの思想——

岸 本 広 司

- はじめに
- 一 若き野心家
    - 1 スウィフトの野心
    - 2 ララカーの牧師
      - (1) ララカー
        - 聖務と生活
      - (2) 聖バトリック大聖堂参事会員
  - 二 最初の政治パンフレット
    - 1 政治の動向
      - (1) 党派抗争
      - (2) ジヤントの弾劾
        - (i) スペイン分割条約
        - (ii) 弾劾裁判
    - 2 『アテナイとローマにおける不和抗争』（一）
      - (1) 混合政体と勢力均衡
- （以上第六七巻一号）
- （以上第六八巻一号）

- (2) アテナイにおける貴族と平民の抗争 (以上第六九卷三号)
- (3) ローマにおける貴族と平民の抗争
- (4) 歴史から引き出される教訓
- (5) イングランドの政争とスウィフトの危機意識 (以上本号)

## 二 最初の政治パンフレット

### 2 『アテナイとローマにおける不和抗争』(1)

#### (3) ローマにおける貴族と平民の抗争

アテナイにおける貴族と平民の抗争を論じたスウィフトは、次に、建国から共和政崩壊に至るまでのローマ時代の抗争を議論の俎上に載せる。彼は、ギリシアの歴史を主としてプルタルコスをよりどころとしながら叙述していた。一方、ローマ史の場合は「正確で勤勉な著述家である」ハリカルナッソスのディオニュシオスを中心としつつも、ポリュビオス、リウイウス、プルタルコスなども下敷きとし、またパトロンであったウイリアム・テンブルにも依拠しながら論じている。

スウィフトによれば、ギリシアと同様イタリアもいくつかの小国家に分裂していた。そしてギリシアの諸王が専横的支配を理由に民衆の手で退けられたのに対して、イタリアの諸国家は、ことごとくローマ皇帝の専制政治に併呑されて滅亡した。しかしスパルタの王、アテネの執政官 (archon)、カルタゴの執政官 (suffete)、ローマの執政官 (consul) の各権力にはそれほど大きな差異はなく、ギリシアとイタリアでは、「制限され分割された権力が統治における最も古い固有の原理であった」<sup>(2)</sup>。それゆえローマの国制も、「ロムルスの時代から個人の専制に終わったユリ

ウス・カエサルの時代まで、多少の中断があったものの、一貫してこのようなものであった」。つまりスイフトは、前七三年のロムルスによる建国から、前四四年にカエサルが終身独裁官に就任して共和政が崩壊するまでのローマは「制限され分割された権力」による統治であり、その点でギリシアと基本的に同一であったと言う。そしてローマにおける貴族と平民の抗争、およびその結果をめぐる『不和抗争』第三章のテーマを次のように述べる。

「この（ロムルスからカエサルまでの）間に（それはノルマン征服から今日までと大体同じ長さである）、平民はしだいに権力と財産を獲得して少しずつ貴族の地歩を脅かし、最後には均衡を完全に転覆して、民衆に人気ある野心家の策動を野放しにした。その結果、彼らはこの最も叡智に満ちた共和国を破壊し、これまで世界史の舞台に登場した最も高貴な国民を隷属化した。この過程が、どのような手はずで進行したかを辿るのが本章の主題である。」<sup>(3)</sup>

ウィリアム・テンプルは『古代と近代の学問に関する小論』(An Essay upon the Ancient and Modern Learning, 1690)で、ローマ人を「この歴史書 (record of story) にも登場する最も高貴な国民」<sup>(4)</sup>と評していた。スイフトのローマ人評価はテンプルの影響を受けたものと思われるが、スイフトによれば、王政期ローマの王位は完全な選挙制であった。たとえば、ローマを建設したロムルスも、「民衆全体の同意と当時聖なる計画と信じられていた占卜によって国王と宣せられた」<sup>(5)</sup>。ロムルスは国民をさまざまに分類したが、貴族 (patricians) と平民 (plebeians) の区分もその一つであった。この貴族と平民は、ノルマン征服後のイングランドのバロン (Baron) と庶民との関係に対応し、ローマにおいてもイングランドにおいても、それらは互いに恩顧庇護 (patronage) 関係にあったとスイフトは言う。

ロムルスは、自らの施政への助言者および補助者として貴族層から一〇〇人を選び、それを王の諮問機関たる元老院 (Senate) とした。それに対して平民は、行政官吏の任命、法律制定の同意、戦争参加の勧告などの権能を与え

られていたものの、それらは元老院の認証を必要とするか、国王に最終決定権があるといったもので、それ自体制限された権限内にとどまるものであった。それゆえロムルス時代は、権力の大部分は王と元老院の間で分割され、ロムルスの死後も、元老院が民衆の同意を得ることなく国王を選出していた。だがしだいに平民の権限が拡大し、やがてエトルリア系のタルクイニウス・プリスクスが、民衆の同意を得て五代目の王として選出されることになった。そして程なくして平民は、自分たちだけで国王を選ぶようになる。

「民衆の同意によって選ばれたこの王は、その恩返しに、彼らの間から一〇〇人の元老院議員を選んだ。……自分たちの実力に気づいた民衆は、やがてそれを大規模に行使する好機を見出した。国王が死んで後継者が定まらなかったとき、彼らは元老院の同意を得ることなく、微賤の出身で無名のセルウィウス・トゥッリウスを王国の庇護者 (Protector of the Kingdom) に選んだ。これに立腹した貴族に対抗して、彼はひたすら平民を喜ばせることに努め、その結果、彼らによって庇護者ではなく正式に国王として宣言された。……こうして、平民はほんの数年の間に、国王選出の権限さえも貴族の手から完全に奪うほどに伸張した。この際立った飛躍は、国内に大きな騷擾と抗争を引き起こした。そのため、国制はこれを支えることができず内乱が勃発したが、それは直ちに一人の人間の専制 (tyranny of a single person) へと移行し、王政 (regal government) は完全に転覆して新しい根柢に基づく制度に道を譲った。つまり、平民から受けた不名誉な仕打ちを恨んだ貴族は、固く団結してこの国王を力ずくで退位させ、タルクイニウス・スペルプス (傲慢王) を立てたのである。だがこの王もありとあらゆる種類の暴政の限りを尽くし、無慈悲な治政の果てに、悲惨な統治のもとで和解した貴族と平民の完全な協働によって追放されたのであった。」<sup>6)</sup>

容易に推測できるように、これはステュアート朝および空位期のイングランド史と類比的である。すなわち、五代目の王に選出されたタルクイニウス・プリスクスは、チャールズ一世を投影している。プリスクスが民衆の間か

ら一〇〇人を元老院議員に選んだというのは、チャールズ一世が自らの大権を利用して、五九もの貴族を創家したことを指していると見てよいであろう。次に、微賤の出身ながら王国の庇護者となったセルウィウス・トゥッリウスは、護国卿 (Lord Protector) オリヴァー・クロムウェルになぞらえられている。内乱が勃発し、やがてそれが一人の人間の専制へと移行したというのは、ピューリタン革命とクロムウェルの軍事独裁へのプロセスとアナロジカルである。彼も、護国卿政権の第二次議会によって一六五七年に王位を提供されていた。もっとも、クロムウェルはこの申し出を断っている。だが王の称号は持たずとも、彼はそれに匹敵する強大な権限を有していたのである。王政ローマの七代目で最後の王たるタルクィニウス・スベルプス（傲慢王）は、ジェイムズ二世と重ね合わされている。無慈悲な治政で暴政の限りを尽くしたというのは、「血の巡回裁判」(Bloody Assizes) や「七主教裁判事件」(Seven Bishops' Case) などに見られるジェイムズの露骨なカトリック化政策、および大権を乱用した専制政治のことを言ったものである。貴族と平民の協働によって追放されたというのは、カトリックの専制君主の出現を恐れたウィッグとトーリが、オランダ総督オラニエ公ウイレムに武装援助を要請し、その要請を受け入れたウイレムが兵を率いてイングランドに上陸、その結果、貴族やジェントリばかりか将兵からも見放されたジェイムズが、抵抗することなくフランスに亡命した一連の政治的出来事を指している。スウィフトは名誉革命を支持していた。それゆえ、ジェイムズ二世に対しては当然ながら批判的であった。スウィフトの名誉革命観についてここで詳述するのは控えるが、いずれにせよ彼のそうした政治姿勢が、ローマの歴史を記述するにあたって自ずと反映されているのである。

さて、傲慢王の追放によってローマの王政は終わり、専制への反省から共和政がとられることになった。執政政治 (consular government) が開始され、貴族と平民間の権力の均衡は新たな段階を迎えた。最初の執政官 (consul)

は貴族によって指名され、民会で承認された。共和政期の最高官職であっても、そのポストに就くためには、民会の同意を必要とするほど平民の力が増していたのである。やがて平民の生命・財産を保護するために、護民官 (tribunes of the people) の官職が設けられた。民会で選出された護民官は、民会を招集・主宰するとともに、身体が神聖不可侵とされ、執政官の行政や元老院の議決に対して拒否権を発動できるほど強大な権限と高い権威を有していた。<sup>⑦</sup> そればかりではない。「復讐心や野心に燃えた」護民官は、平民の代理人としてしばしば有力貴族を告発し、彼らを追放ないし死刑にして、混合国制の君主的要求を脅かすようになった。しかもその後、定員の倍増によって「尊大さと権限を強めた」護民官は、「国王権力の代表である執政官自身をも平民の名において告発し、罰金を科すほどの勢力になった」<sup>⑧</sup>。

こうして、平民は権力を強大化させた。のみならず、彼らは貴族権力の削減をさらに推し進め、それに成功した。すなわち、貴族と平民の通婚の自由が認められ、貴族の衰退と平民の興隆が進むとともに、貴族に限られていた執政官の職務が、やがて平民にも開かれるようになったのである。かくして、平民の力がますます増大し、国制のバランスが完全に崩れることになった。そして平民勢力のこうした伸張が、「共和国滅亡へのきわめて大きな一歩となったのである」<sup>⑨</sup>。

ポリュビオスは、ローマにおける貴族と平民の権力は第二次ポエニ戦争（前二一八—前二〇一年）の頃に最もバランスがとれ、この時代のローマは盛期の頂点にあったと述べていた。権力はまだ元老院の手中にあったという理由からである。<sup>⑩</sup> それに対してスウィフトは、元老院が力を保持していたことは認めながらも、貴族の権力は平民によって侵食されつつあり、「均衡はすでに民衆の側に傾いていた」として、ポリュビオスとは異なる解釈をとる。にもかかわらず、この時点では権力のバランスはなおも維持されていたというのがスウィフトの理解であった。なぜならば、「この欠陥を補う要素」として、「民衆の好戦的な気質」が彼らを対外戦争に駆り立て、彼らの意識を常に外

に向けさせていたからであり、また軍隊で名声を得ていた偉大な司令官たちが、平民の権力に対して均衡を保つ「天秤」の役割を果たしていたからである。<sup>11)</sup>

しかしながら、かろうじて均衡を維持していた共和政ローマもいよいよ崩壊に向かうことになる。<sup>12)</sup> スウィフトは、スキピオ兄弟、グラックス兄弟、マリウス、スッラ、ポンペイウス、カエサルたちの名を挙げながら、共和政が崩壊していった過程を素描している。その際、とりわけ重視されているのが、「ローマ史上最も偉大な二人の人物」たるポンペイウスとカエサルである。二人は執政官在任中に、貴族の権力の削減と平民の勢力拡大に力を尽くした。しかしやがて対立し、内乱が生じる。スウィフトによれば、「平民の偉大な偶像であった」ポンペイウスは立場を変え、元老院や主要な官職にある貴族たちと提携する道を選んだ。他方、人心収攬の才能に恵まれ、今や平民の絶大な支持を獲得したカエサルは、彼らの指導者としてポンペイウスと対決した。内乱はカエサルが勝利し、彼個人の専制というかたちで終わったとスウィフトは述べている。

内乱は、権力を求める人間の野心が原因であるとよく言われてきた。しかし、ポンペイウスやカエサルの「個人的野心が、決してこの戦争を始めたわけでも発端になつたわけでもない」。むしろスウィフトの考えでは、勢力の均衡が崩れることによって生じる国内の不和こそが、特定の人びとの野心を刺激し、先鋭化させる因にほかならない。彼はこう言う。「権力の均衡が正しく維持されるかぎり、雄弁家であれ偉大な將軍であれ、私人の野心はいかなる危険も不安も生まないし、祖国を隷属させる恐れもない。だが一たびこの均衡が破れると、各党派はそれぞれの首領のもとに結束し、彼らの指揮や幸運のおかげで、最初はどちらか一方が勝利を得るが、最後は両者ともに奴隷となる。……ローマの自由と国制の完全な覆滅は、ひとえに貴族と平民間の均衡を破壊した政策の結果にほかならず、

個々の人間の野心は、決してその原因ではなくて産物にすぎない」<sup>14)</sup>。

かくして、権力バランスの転覆こそが最大の問題であつた。平民勢力の拡大と貴族の没落に共和政崩壊の原因が

あり、ローマの自由と偉大さは、重心が平民の側に決定的に傾いたために消滅してしまったのである。しかもスウィフトの考えでは、均衡破壊の真因は民衆の本性そのものにあった。彼は、ローマにおいては君主よりも民衆の方が賢明で安定していたとする『ディスコルシ』(*Discorsi sopra la prima decia di Tito Livio*, 1531)のマキアヴェッリとは対照的に<sup>(5)</sup>、民衆のモラルや能力に強い疑念を抱いていた。スウィフトの民衆観はネガティブである。少なくとも、政治の主体としては生涯にわたって否定的姿勢を崩さなかった。スウィフトは、「民衆は固定されたものの保存よりも、壊したり組み立てたりする方が得意である、というのは普遍的な真理だ」と言う。そればかりか民衆は、自分たちを一番高く買ってくれる人間に、それも最悪の落札者(worst bidder)に自分たち自身を引き渡そうとする。さらに「彼らは、荷積みを分担するか指揮を委ねられるときよりも、「ガレー船の奴隷のように」苦役を強いられるときの方が文句を言わずに上手にオールを漕ぐ<sup>(6)</sup>」。要するに民衆は、本性的に軽率で嫉妬深く、気まぐれで騒擾好きであり、しかも煽動されやすいという特徴を有し、そのため自らあえて専制的支配者に身を委ねてしまうのである。そしてスウィフトは、ローマ史をまさにその典型的事例と見なし、それゆえアテナイと並んでローマの歴史からも、貴族と平民間の権力抗争の貴重な教訓を引き出すべきだとするのである。

#### (4) 歴史から引き出される教訓

さて、『不和抗争』の第二、三章でアテナイとローマにおける権力均衡の崩壊過程を論じたスウィフトは、続く第四章でこれまでの議論を要約し、そこからいくつかの教訓を引き出している。

スウィフトによれば、貴族の力を削減するために、アテナイとローマの平民や彼らの代理人である雄弁家によってなされた弾劾は、共和国ないし平民が行政権を握っている国家に特有のものであり、平民が絶対権力を僭取するにつれて盛んに行われた。そのため弾劾は、当時の賢人や著述家たちに「自由ではなく放縦の結果」と言われてき



た。<sup>(17)</sup> スウィフトも、平民はいかなるときも、自由と放縦の区別に注意を払うことなどなかったと述べている。なるほど、民衆国家 (popular state) に典型的な特定個人に対する弾劾が、自由な民衆の生得的権利 (inherent right of a free people) であることをスウィフトも認めてはいる。<sup>(18)</sup> だがその行使は最大限抑制的であるべきである。「これら潜在的な特権は、国家が非常な危難に見舞われて、全国民が行政府に対して抗議している状況下にあり、これ以外いかなる救済策も見当たらないという極端に切迫した場面でないかぎり、決して発動しない方が賢明であつたであらう」。<sup>(19)</sup>

スウィフトは歴史を振り返りながら、アテナイとローマの平民が繰り返した弾劾は、大抵誤りであつたと述べている。訴追事由は、そのほとんどがまつたく取るに足りない些細な政治的・軍事的過誤であつた。にもかかわらず、多くの卓越した政治家や將軍たちが、感情に駆られた思慮なき民衆によつて、あるいは私怨に動かされたり、自己の立身に役立てたりするために、雄弁家や護民官たちに裁きの庭に引き出され、罷免・罰金・追放・死刑等に処せられた。その結果、一方では有徳で有能な人間に公職に就くのを思いとどまらせ、他方では強欲で皮相な野心家を世にはびこらせてきた。<sup>(20)</sup> 前者は国家に大きな損失を与え、後者は甚だしい弊害をもたらした。

この点に関連してスウィフトは、「もし万人があるべき善き人間であつたならば、今日のように、国民の間で誰が国務の責任者になるべきかではなく、誰がそれになるべきでないかの論争になるだろうとプラトンは述べた<sup>(21)</sup>」と言っている。ソクラテスの言によれば、多くの国々を統治しているのは、支配権力を求めて党派抗争に明け暮れる人たちであり、逆に有徳で有能な人びとは、権力を握りつつある平民や野心的な雄弁家と関わるのを恐れて政界に出るのを躊躇している。しかしそうした有為の人材こそが国政に携わり、悪しき者の公職就任を阻んで国家を健全にし、隆盛ならしめるべきである。スウィフトは、ソクラテスの弟子であるクセノフォンが、国事に最適任であるにもかかわらず、それに就こうとしないカルミデスに対してソクラテスが叱責したことを紹介している、と述べている。<sup>(22)</sup>

スウィフトは、有徳で有能な人間が自己抑制して政治に無関心になってしまえば、国家の諸権力が知らぬ間に压制者のものとなり、やがては国家そのものが滅亡に至るであろうことを危惧していた。それゆえに、しかるべき人間は国事に対して傍観者であってはならない。スウィフトがプラトンとクセノフォンに言及したのは、悪がはびこれば善が減びるという例えを、警告の意味を込めて、イングランドの政治家たちに告げ知らせるためであったのであろう。それとともに、スウィフト自身も国事参与に値する有為の人材であるという、その密かな自負心の表れであったのかもしれない。

スウィフトは、ギリシアとローマの歴史から引き出すべき教訓を三つ挙げている。<sup>(23)</sup> 第一は、国内の権力が正しい均衡状態を保っている場合には、民衆による侵犯の最初の一步に道を譲ることほど危険で愚かしいことはない、ということである。スウィフトが言うには、「通常この譲歩はうるさく騒ぎ立てる民衆を宥めるためか、何らかの取引材料にするために、つまり、当座の危急に対処するため応急処置的に国制を改変するというかたちでなされる。しかしこれまでの歴史で、権力闘争を始めた後に、民衆議会が一定の分け前で満足した例など一つとしてない。それゆえ「安定した国家でとるべき唯一の方策は、権力均衡の保持を委任された当事者が、これら民衆の騒々しい叫び声に押されて、国制をいじることなど断じてあつてはならない、ということである。一たびこの風穴が開けば、やがて無数の悪弊や侵害が間違いなく生起するであろう」<sup>(24)</sup>。

第二の教訓は、民衆による権力侵害の特徴はあらかじめ知りうることであるから、国家の権力均衡を保持する者はいち早くそれを察知して、その侵害程度を判断し、早めに対応策を講じて致命的な結果に至るのを未然に防がなければならぬ、ということである。

第三の教訓は、庶民の組織体 (a body of commons) としての民衆議会は、直接的なものであれ間接的なものであれ、個人の陥りやすい愚行、無気力、悪徳を完全に免れることはできない、ということである。というのも民衆

議会は、欠点の多い人間によって構成されているばかりか、彼らの中の最悪の輩、すなわち民衆に迎合する雄弁家や護民官の指導と影響を強く受けているからである。「その結果われわれは、民会の中に、個人が胸の内にあるのとまったく同じ残酷と復讐および悪意と傲慢の精神を、同じ盲目と強情と不安定性を、同じ制御不能な激情と怒りを、同じ不正と詭弁と欺瞞を認めてきたのである」<sup>(25)</sup>。

こうしてスウィフトは、ギリシアとローマの歴史から学ぶべき教訓を引き出した。そしてこの第四章を、次の文章で締めくくる。

「すべての自由な国家で回避すべき悪は圧制、換言すれば、一人ないし少数者、もしくは多数者が単独で行使する無制限な権力である。われわれは、ギリシアとローマにおける統治の変革の大半が民衆の専制で始まったにもかかわらず、通例はそれらが個人の専制に帰着したことを見てきた。それゆえ、権力を奪った民衆は自分自身の手先 (dupé) であり、一人の圧制者の単なる下働き (underworker) であり、圧制者を信用して取引する買い付け人 (purchaser) である。民衆は、この人物の地位と権力を盲目的な本能に駆られて推し進めるが、結局は自分の身を滅ぼす点で、自分たちよりも優れた生き物 (人間) のために高貴な布を織り上げ、その後死んでゆく蚕に似ていると言えよう」<sup>(26)</sup>。

(5) イングランドの政争とスウィフトの危機意識

『不和抗争』の最終章は、それまでの論述から一転して、現在のイングランドの政治が議論の対象になっている。というのもスウィフト自身、「最近のわが国家公事の現状、とくに現在のわれわれを複雑に巻き込んでいる党派間の争いこそは、私のこの論述のきっかけであった」<sup>(27)</sup>と述べているように、ギリシアとローマの歴史を通してイングランドの政治を捉え直し、問題点を明るみに出して、社会に警鐘を鳴らすところに『不和抗争』を著す最大の目的が

あつたからである。

スウィフトによれば、すべての統治形態はそれを作った人間と同様に死すべき存在であり、その存続は一定の期間を超えることはできない。これは、「通俗的な観察と知識に基づく真理」である。しかし国家の病気の原因を吟味するのは、身体の病気を医学的に検査するのと同様、さわめて有益な作業である。たしかに、国家の寿命を「天の定め」以上に引き延ばすことはできない。けれども、病弱な国制を管理して、強力な国制を維持することは可能であるし、不測の出来事を警戒して、それを阻むことも可能である。そして外部からの一撃と内部に潜む病気、すなわち、外国からの侵略と国内の争乱を食い止めれば、国家をたとえ不死にすることはできなくても、長命にすることはできる。

スウィフトは、国家を崩壊させないためには、人びとが危機感を持って国の内外に目を配り、国民が一致して危難に立ち向かう必要があると言う。とりわけ党派に分かれて政争に明け暮れるならば、それは早晩国家を死に至らしめる病根そのものとなる。彼は次のように言う。ここで言われている外からの最大の危険とは、フランスのルイ一四世の脅威のことであり、国内の敵意に満ちた党派とは、競争を繰り返しているウィッグとトーリのことである。「内外の諸状況がそろって国家崩壊の徴候を示しているのに、国民全体が愚かにもこれに無頓着か、自分の破滅をもたらすこの種の傾向に進んで手を貸している姿は、国家の死期が近いことの表れである。国民全体が、以前あれほど多くの国家の破壊を引き起こしたのとまったく同じ過ちによって国制を崩壊させている状態を見れば、また他のいかなる点でも一致することのない諸党派が、祖国の滅亡を招くに違いない施策の点では完全に結束している状態を観察すれば、要するに、外から最大の危険にさらされ、国内では敵意に満ちた諸党派によって国が分断されているのに、そうした事態に不安を感じず、まったく関心も抱かないとすれば、それは国家が死に至る病 (Sickness unto Death) に侵されている最も確実な症候であるように思われる。……／統治体が死滅すると、

その結果がとりわけ嘆かわしく思われる局面がある。私は、強大な勢力と野心を抱いた隣国の君主が、まるで秃鷹のように空中を舞いながら獲物を探し、その死骸をバラバラにして食い尽くそうとしているとき以上に、国家が嘆かわしい段階に入った重大局面はないと思う。その国は、再建の望みがついてくるほど、隣国の強大な君主の単なる一領域ないし獲得物となってしまうのである。<sup>(28)</sup>

もとよりスウィフトは、一部の人たちがこの種の懸念を一蹴して、イングランドの民衆は自由を好む気質をしており、自分たちの間に隷従を引き入れるような性質を生まれつき持っていない、と言っているのを知っている。だがスウィフトは、そうした考え方の皮相性や樂觀性を退ける。なぜならば、そもそも国民の本性とは永遠に固定したのではなく、時代によってその気性や傾向をしばしば一変させるものだからである。「それゆえに、一国民の特質が道徳、学問、宗教、一般性情、社交、食物、外観などで時代ごとに大幅に変わり、それら一つ一つが人びとの統治観に大きな影響を及ぼすかもしれないのに、何ゆえに政治だけはまったく変わらないと言えるのか、私はその理由がわからない」。<sup>(29)</sup>

こうしてスウィフトは、政治が時代とともに変化することを強調する。そしてその過程をイングランド史の中に見ていく。スウィフトによれば、権力の均衡はノルマン征服後に導入された。<sup>(30)</sup>当初、庶民の力は限られていた。だが時代が進むにつれて、たとえばヘンリー七世治下に隷農制が廃止され、ヘンリー八世治下に修道院が解散されると、権力均衡の柱であった貴族と聖職者が後退し、それに代わって庶民の力が大幅に増大するようになった。スウィフトは、エリザベス女王治下の中期こそが、貴族と平民間の権力が最も均衡のとれた時期であったと言う。彼女は強力な君主ではあったが、権力の均衡を転覆させるようなことはせず、むしろそれを維持したというのがスウィフトの解釈であった。ところが、治世の終盤になると様相が変わってくる。というのは、国教会の改革を求める「ピューリタンと称する徒党がイングランドに生まれ、自分たちの新しい宗教組織を統治における共和主義の原理でもって

作り上げ、しだいに人びとに注目され始めた<sup>(3)</sup>」からである。

ここで言われているピューリタンとは、具体的にどのような人たちを指しているのか、スウィフトは明示的には述べていない。けれども、国教会からの分離独立を主張して、会衆派教会 (Congregational Church) を設立したロバート・ブラウン、その流れを受け継いだヘンリー・バロー、ジョン・グリーンウッド、フランシス・ジョンソンたち、いわゆる分離派 (Separatists) の面々を指しているのは間違いないであろう。この分離派は、個人の内面的完成と成員間の直接的結合を追求し、教会とは信仰を自覚し告白する人びとが形成する自発的結社、すなわち、エレンスト・トレルチの言う「教派型」(Sektentypus) の典型である。したがってそれは、世俗の社会秩序を前提としながら、地域の住民すべてを単一教会の会員と見なし、すべてのものを包摂しようとする「教会型」(Kirchentypus) とは対照的である。

国教会の聖職者であり、なかならず教会の權威、歴史的主教制、サクラメントを重視する高教会派 (High Church) であったスウィフトは、この分離派を含めたピューリタンに対してきわめて批判的で、時には攻撃的でした。スウィフトの教会論については別な機会に譲るとして、彼にとつてピューリタンは、先の引用文でも「ピューリタンと称する徒党 (faction)」と言われているように、プロテスタント諸教派の総称でありながら、実は私的利益のために何か良からぬことを企み、破壊的で恐ろしい行動に走る政治的党派と同種の怪しげな集団であった。スウィフトは、先の引用文を次のように続けている。ピューリタンは、その後「約六〇年ほどの間に、いくつかの宗派の名のもとに貴族ばかりか国王大権にまで侵食し、最後は国制を転覆させた。そしてこうした革命の定石どおりに、当初は民衆の、次には一個人(クロムウエル)の専制を打ち立てた」。

スウィフトは、クロムウエルやピューリタン革命を終生嫌った。もちろんそれは、彼の政治思想や宗教思想に基づいてのことであったが、祖父の生き方とも無関係ではなかったであろう。国教会牧師で熱心な王党派であった祖

父のトマスは、一六四二年に第一次内乱が勃発した際、議会派からの襲撃をたびたび受けながらも、チャールズ一世に忠誠を尽くして剛勇ぶりを発揮していた。チャールズがスコットランドに逃亡した一六四六年、祖父は王党派であったという理由から聖職禄を剥奪され、土地を没収され、長期にわたって投獄されている。彼は王政復古の二年前、スウィフトが生まれる九年前に死去しているが、スウィフトは祖父への思い入れが強く、深い敬愛の念を抱いていた。その祖父が対決した議会派は、四九年にチャールズ一世をイングランド国民に対する反逆の罪で処刑した。『不和抗争』から二五年後、チャールズの命日である一七二六年一月三〇日に、スウィフトは聖パトリック大聖堂で「チャールズ一世の殉難についての説教」(“A Sermon upon the Martyrdom of K. Charles I”)を行っている。この説教に見られるピューリタン革命観は、『不和抗争』のそれとまったく同じである。ウィッグを擁護していたスウィフトは、やがてトリー支持者へと「変節」する。けれども彼の歴史認識そのものは、「変節」以降も基本的に変わることはなかったのである。

さて、ピューリタン革命を嫌悪していたスウィフトは、当然のごとく王政復古を評価していた。だが「能力の劣った二人の君主」、つまりチャールズ二世とジェイムズ二世の統治は、それまでとはまったく趣を異にし、権力の均衡がそれを支える君主自身の手で危うく転覆されそうになった。それを防止したのが名誉革命であった、とスウィフトは言う。この革命によって、イングランドは破滅に向かうのを食い止めることができた。しかし革命前の君主の専制は、革命後程なくして民衆の専制へと変貌してしまった。「一方の極端から他の極端へと走るのは、人間本性の特性である。そのためわれわれは、数年のうちに国王大権の高みから大衆性 (popularity) のどん底へと、わが国制がまったく耐えられないのではないかと思うほど激しく降下してしまった」<sup>(33)</sup>。

ギリシア史とローマ史におけるのと同様、イングランド史においてもスウィフトの民衆観はネガティブである。



権力バランスの転覆が、しばしば君主や貴族によってなされてきたことをスウィフトも十分承知している。にもかかわらず、権力均衡への最大の脅威は王と貴族に対する民衆の侵害、つまり庶民院の側の権利侵害であるというのがスウィフトの基本的な認識であった。「現在は、いかに厚かましい民衆指導者 (tribune) であっても、民衆が国王ないし貴族に蚕食される恐怖に直面しているとは言わないだろうと思う。だが、それと反対の側から侵害される恐れはないであろうか？」<sup>(34)</sup>。

庶民院の横暴を恐れるスウィフトは、同院の権限をマグナ・カルタのような威厳ある方式で明確にすべきだと主張する。古今の会議体の多くは、激情に駆られてしばしば間違った政策をとってきたが、それは個々人の持つ柔弱さ、愚かさ、悪徳の表れであり、庶民院もその種の弱点から免れることはできない。スウィフトは、すでに見てきた古代史から引き出される第三の教訓を現今のイングランドに当てはめる。すなわち、アテナイとローマの民衆議会が悪意と不正に満ちた野蛮な会議体に変質したのは、民衆が欠点の多い人間によって構成されていたばかりか、彼らが民衆に迎合する雄弁家や護民官に指導され、強い影響を受けていたからでもあった。スウィフトは、それと同じ実態をイングランドの庶民院の中にも看取する。彼はこう言っている。イングランドの「公的集会〔庶民院〕が審議する案件の過誤や不成立の大部分は、大勢の人間に及ぼす個人、つまり、一般に言うところの指導者や党派 (leading men and parties) の影響力に由来する」<sup>(35)</sup>と。

スウィフトによれば、あるべき会議体とは「公共の原理に基づいて、公共の目的のために全構成員が協力して行動し、不作法に興奮することも、特定の指導者や煽動家に影響されることもなく、あくまでも討論に基づいて進んでいく集会、個々の構成員が、自分の私的な意見のために多数派工作をするのではなく、公平で冷静な結論であれば、たとえ自分の考えと相反するものであっても、それを喜んで受け入れていく議会」<sup>(36)</sup>のことである。それに対して唾棄すべき悪しき会議体とは、まさしくそれとは真逆の集会を言うが、スウィフトの考えでは、人びとを煽動し



て会議体を低劣で忌まわしいものにする元凶こそが、党派とその指導者にほかならなかった。

「党派の指導者というのは、何らかの偉大な能力の持ち主であるよりも、通例は一種の本能もしくは神秘的な氣質、あるいは星の影響によってこの地位に就くのではないか、その点については大いに議論する余地があるかもしれない。だがいったん指導者が決まると、必ずその追隨者 (followers) が現れる。人間には、羊の性質に似て模倣したがる傾向があるから、周囲の者の頭上を最初に大きく飛び越える人間が現れば（たとえ群れの中で最悪の者であっても）、残りの者はすぐさま彼に追隨する。そのうえ一たび党派が形成されると、行動を共にしなかつた者は滑稽に映り、まったく無価値な存在になってしまう。そのため彼らには、せいぜい自分たちを覆い隠し、保護してくれる群れの中に駆け込む以外に方法がなくなる。熟慮しなければならぬ場所〔議場〕で、もっぱら乱暴的であることだけが求められるのである。」

スウィフトは、庶民院議員に党派の指導者に盲従しない自立した精神を、また、そのときの気分や損得勘定に惑わされない冷静な判断力と高い見識を求める。代表者として依拠すべきは、公共善を志向する自らの「常識と素朴な理性」であつて、断じて他人の借り物の意見や当座しのぎの浅薄な考えではない。スウィフトによれば、庶民院議員の私的能力と政治的能力の間には大きな違いがある。私的な日常生活においては、彼は自分の理性とやり方に従い、己の行動と考え方の非凡さを時にはひけらかしさえする。そこでは「彼の愚かさも賢さも、また理性も感情もすべて彼自身のものであり、他人の模倣でも他人から吹き込まれたものでもない」。しかし議場に入るや、それまでとはまったく異なる行動をとるに至る。彼は指導者の氣質や考え方はもとより、顔すら知らない党派に属している。にもかかわらず、暴力的なまでの熱意と信念で、指導者から吹き込まれたことを支持し喧伝する。それはあたかも、若い学徒が教えを受けた哲学者の教説を信奉し、広めようとしているかのようにある。「彼には、自分独自のものと言えるような意見も思想もなければ、行動も話題もない。風がオルガンを通り抜けるように、すべてが指導

者から伝えられる。彼の摂取する食べ物も、口に入る前に咀嚼され消化されている。このようにして育てられた人間は、正しかりうが間違つていようが、党派に全面的に追随し、自分には本来無縁であつた荒肝と頑固さを身につける<sup>(38)</sup>。

スウィフトは、「私は党派を国家の中で最も有害なものと思ふ<sup>(39)</sup>」と述べている。そうであるからこそ、議員は党派から一定の距離を置いて、それに取り込まれないようにする必要があると言う<sup>(40)</sup>。次節でも見るように、スウィフトには政党を肯定的に捉える視点も考え方もない。むしろ不信感と嫌悪感しかなく、生涯にわたつて一貫して否定的であつた。もちろん、『不和抗争』を書いていたときのスウィフトは、ウィッグ・ジャントを擁護して、トーリ政権を激しく攻撃していた。だがそのことと、政党の価値を認めることとは別である。スウィフトは、いかなる意味でも近代的な政党政治の理解者でも唱道者でもなかつたのである。

スウィフトは、力を増した民衆が貴族の弾劾を政争の具としつつ、激しい党派抗争を繰り広げてきた結果、さまざまな問題が噴出し、国制が危機に瀕している現状に強い危機感を抱いていた。彼は次のように言っている。いささか回りくどい表現であるが、スウィフトがこのパンフレットで言わんとしたポイントの一つであり、世間に向けて発した警鐘であつた。

「等しい均衡が許容する以上の権力をすでに手中にしている民衆議會〔庶民院〕が、それでもまだ十分でないと考え、この均衡を支える国王 (the Hand) への締めつけ、および貴族の弾劾ないし彼らへの異議申し立てを通し、ていつそう多くの権力を獲得しようとするならば、『アテナイとローマで生じたのと』同じ原因が、どうすれば両国に及ぼしたのとは違う〔悲惨でない〕結果をわが国にもたらしうるのか、その方法を私はどうしても見出すことができない<sup>(41)</sup>。」

さて、スウィフト最初の政治パンフレットである『不和抗争』は、右の引用文に続く段落で締めくくられている。それは、一七〇一年の初版では六七行から成る長いパラグラフであった。ところが、一七一年二月に書肆ジョン・モーフューによって『散文・韻文雑録集』(Miscellanies in Prose and Verse)が刊行された際、初版にあったその段落はすべて削除された。スウィフトの指示によるものであるが、かなり唐突であったようである。削除の要請があったときはすでに印刷に入っており、巻頭に配された『不和抗争』が九一頁で終わり、中扉を挟んで次の収載作品がいきなり九五頁から始まっている。この不体裁な仕上がりを見れば、スウィフトの指示がいかに急なものであったかがよくわかる。<sup>(42)</sup>

くだんのパラグラフは、選挙買収を勧めるかのような内容で、読者から誤解されるのを恐れて割愛したものと思われる。もつとも、スウィフトは『雑録集』刊行一年前の一七一〇年に、ウィッグ擁護からトリー擁護へとその政治的スタンスを変えており、ロバート・ハリーなどのトリーの実力者たちとも交友して、同党の機関誌『イグザミナー』(The Examiner, 1710-12)の編集に携わるとともに、自身も多くの論説を掲載していた。それゆえトリー政権批判を含蓄しているこの段落をそのままにしておけば、政治的一貫性が問われることになると考えて削除に踏み切った、という見方がある。<sup>(43)</sup>だがそれが理由ならば、全体にわたって反トリーのこのパンフレットそのものを『雑録集』から外す必要がある。削除の理由は、前述したように、選挙買収の勧めとも受け取られかねない叙述内容にあったと考えるのが妥当であろう。

『不和抗争』より五、六年前の一六九六年一月、選挙買収を禁止する「腐敗行為防止法」(Corrupt Practices Act)‘すなわち’“An Act for preventing Charge and Expence in Elections of Members to serve in Parliament”が制定された。<sup>(44)</sup>それは選挙の腐敗を防止するために、議会選挙で横行している有権者の買収を廃止しようというものであり、金品や酒食や娯楽等の直接的・間接的提供を禁止して、これに違反した者は当選無効にするという内容で

あつた。<sup>(45)</sup>しかしスウィフトは、「甚だ不合理な奇説」(a very unreasonable paradox)と断りながら、この法律の成り行きを疑問視し、むしろ制定される前の方が良かったと言う。というのもこの種の改革は、今日のような墮落した時代にはおよそ何の効果も持ちえないからである。つまり、党派の指導者のお世辞や甘言に箝絡され、領袖の陣笠となつて議会の多数派を形成したところで、その結果が均衡した国制の崩壊ならば、たとえ選挙買収という腐敗行為に手を染めようとも、祖国に尽くすために党派から独立して活動していく方がまだしもまだ、とスウィフトは考へるのである。

この点に関連してスウィフトは、執政官(コンスル)選挙が行われたとき、オプティマス(元老院派)の候補者を当選させるために、金で票を買取つたとされるカトーを引き合いに出している。この叙述箇所は、スエトニウスの『ローマ皇帝伝』(*De vita Caesarum*)に依拠していると思われ<sup>(46)</sup>が、カトーはそうした自らの行動を、事態の深刻さと民衆の腐敗ぶりからやむをえぬ便法として正当化した、とスウィフトは述べている。スウィフトからすれば、元老院貴族による伝統的な政治体制を維持するために、ポプラレス(平民派)を支持基盤としながら独裁への道を歩みつつあるカエサルに対抗したカトーの行為は、共和政ローマの崩壊を食い止めるための、まさしく余儀なき方策であつた。

カトーはストア哲学の信奉者で、清廉潔白であるものの、融通の利かない頑固なリゴリストとして知られていた。スウィフトが言うには、キケロはカトーを名指しして、「彼はロムルスの肥だめではなく、あたかもプラトンの国家の中にいるかのように (tantum in Republica Platonis, non in faece Romuli)、理詰めに考へ行動した<sup>(47)</sup>」と手厳しく非難している。「ロムルスの肥だめ」とは、プラトンの理想国家と違つて正論の通用しない腐敗したローマを言つたものであるが、スウィフトにとつては、カトーの前述の行動そのものが、キケロの非難に対する十分な弁明となつている。スウィフトは、キケロが言うような頑迷で硬直したカトーではなく、むしろ自らの信念や原則をひとま

ず脇に置いて、困難な状況に柔軟に対応したその姿勢に注目する。そして本来嫌悪すべき選挙買収を、国家の利益のためにあえて是認したカトーを擁護するのである。

スウィフトによれば、民衆を巧みに煽動して彼らの弱点や虚栄心につけ入るのと、彼らの貪欲さにつけ入るのでは道徳的に違いはなく、両方ともに倫理に反する行為である。だが「二本の樹木〔の優劣〕は、その果実〔の優劣〕によって判断されうる」。すなわち、二つの行為の結果を見た場合、一方が民衆指導者の独裁をもたらし、権力均衡の要諦である相互抑制体制を破壊してしまうのに対して、もう一方の選挙買収は、そうした危機に陥るのを阻むべく、「伝統に立脚した体制を維持するための悪しき手段でしかない」。要するに、腐敗した状況下では、権力のバランスを覆そうとする企てに対抗するためならば、いくらかの腐敗行為を許容する必要がある、大きな悪を阻むために、小さな悪の行使は必要悪として容認されなければならないのである。かくしてスウィフトは次のように言う。

「人間が私的な目的に基づいて公共の仕事に従事するかぎり、また、ローマへの真剣な祖国愛を銜うすべての口実が、見せかけ、気取り、偽装にすぎぬと見なされるかぎり（これは長きにわたるわが国の実情であり、今後もおそらく変わることはあるまい）、われわれは自分たちの財産と国制を、卑屈なお世辞によって民衆を味方につけた者よりも、自分で身銭を切って当選した者に預けた方がより安全というものである。」<sup>49</sup>

ここで言われているのは、古代ローマの事例である。しかし右の引用文中の補足説明からも明らかなように、ここでもローマ史に仮託しながらイングランドの現状が語られている。われわれは、削除されたこのパラグラフ全体から、スウィフトの思想の特徴であるリアリズムの一端を見てとることができるであろう。彼は決してプラトンのような理想主義者ではなかった。もちろん、スウィフトも理想を否定することはない。しかし理想を絶対視して、その適用可能性を考へることなく、現実には強引かつ厳格に押し付けるならば、あるいは「プロクルステスの寝台」

のように、現実を理想の鑄型に無理やりはめ込むならば、当然そこにはさまざまな歪が生じ、やがては現実そのものが息苦しさに耐え切れなくなってしまう。そのことを彼ははつきりと認識していた。現実の社会は常に善と悪が混在している。また、生身の人間の織り成す社会は必然的に不完全かつ不条理で、善が必ずしも善をもたらすわけでも、悪が必ずしも悪をもたらすわけでもない。善が悪に、悪が善になることもありうる。したがって、そうした社会で善を実現していくためには、時には悪と手を結ぶ必要もあろう。とりわけ、最悪に陥らないためには、小さな悪を受け入れることも大事である。そうすることによってこそ、社会に優れた「果実」をもたらすことができるのである。

スウィフトは、学生のと看から詩と歴史を好む反面、論理学、数学、自然哲学、形而上学などの思弁的な学問を嫌っていた。そして早くから、人間や社会を冷めた目でありのままに見つめ、人間的なものには必ず善悪両面を持っていることを洞見していた。その意味では、『君主論』(1717)のマキアヴェッリから『フランス革命の省察』(Reflections on the Revolution in France, 1790)のエドモンド・バークへと連なる、政治におけるリアリズムの系譜に属していると言えよう。もともと、スウィフトには理想と現実、善と悪を架橋するマキアヴェッリやパークにおけるような倫理的・政治的叡知としての「賢慮」(prudentia/prudence)の概念はない。少なくとも、『不和抗争』の中には見出しえない。だがそれはともかくとして、リアリズムに立脚した人間的なものに対する透徹したまなざしは、諷刺作品を生み出すためのきわめて重要な要件である。もしリアリズムに欠けていれば、面白い読物とはなっても、読者を戦慄させるような凄みのある作品とはならないであろう。スウィフトは、この『不和抗争』では「甚だ不合理な奇説」を封印した。しかしやがて彼は、人の目をさほど意識することなく、冷徹なまでのリアリズムに基づいた「奇説」を多くの諷刺作品の中で展開していくことになるのである。

- (1) *A Discourse of the Contests and Dissentions between the Nobles and the Commons in Athens and Rome, with the Consequences they had upon both those States*. ed. Frank H. Ellis (Oxford: Clarendon Press, 1967), p. 104 [以下『Contests and Dissentions』と略記] : *The Prose Writings of Jonathan Swift*, ed. Herbert Davis et al., 16 vols. (Oxford: Basil Blackwell, 1939-74), I, p. 216 [以下PWと略記](中野好之・海保真夫訳『スウィフト政治・宗教論集』法政大学出版局、一九八九年、二四頁 [以下『論集』と略記]) .
- (2) *Contests and Dissentions*, p. 100; PW, I, p. 211 (『論集』一九頁).
- (3) *Contests and Dissentions*, p. 100; PW, I, pp. 211-12 (『論集』一九—二〇頁).
- (4) William Temple, *An Essay upon the Ancient and Modern Learning*, in *The Works of Sir William Temple, Bart. To Which Is Prefixed, The Life and Character of the Author*, new edn., 4 vols. (London, 1770), III, p. 462.
- (5) *Contests and Dissentions*, p. 100; PW, I, p. 212 (『論集』二〇頁).
- (6) *Contests and Dissentions*, pp. 101-102; PW, I, p. 213 (『論集』二二頁).
- (7) この護民官は、ロバート・ハリーなどのトリーの指導者たちを暗示している。
- (8) *Contests and Dissentions*, p. 104; PW, I, p. 215 (『論集』二三頁).
- (9) *Contests and Dissentions*, p. 104; PW, I, p. 216 (『論集』二三頁).
- (10) ポリュビオス／城江良和訳『歴史2』第六卷五一(『西洋古典叢書』京都大学学術出版会、二〇〇七年)三五八頁。
- (11) *Contests and Dissentions*, p. 105; PW, I, pp. 216-17 (『論集』二四頁).
- (12) スウィフトは、ポリュビオスの『歴史』(Historia) 第六卷一〇から、「さびが鉄を侵食し、虫が樹を食い荒らすように、…人間の創案しうる各種の統治形態にはその設立当初からある種の悪徳ないし腐敗が忍び寄り、その組織とともに成長して最後にはそれを破壊する」という、政治の一般原理を述べた一文を引用している。スウィフトは、ポリュビオスの権威に依拠しながら、ローマの国制は最初から悪弊や腐敗を内包し、それゆえローマが崩壊したのはいわば必然であったと言おうとしている。しかしポリュビオスのこの一般原理は、「ただ一つの原理に基づく単純な国制」すなわちいかなる種類のものでもあれ、単純な政体には自らの内部に害悪が住み着いているため本質的に不安定であり、したがってそれは、必ずや王政・僧主政・貴族政・寡頭政・民主政・衆愚政へと陥り、やがて再び一人支配の王政に回帰せざるをえない、ということを描いたものである。そしてそうした終わりなき循環を食い止め、ローマの安定を確保しえたのが混合政体にはかならない、というのがこの引用文におけるポリュビオスの真意であった。スウィフトの誤ったポリュビオス理解、もしくは牽強付会と言うべきであろう。この点については、犬塚元『デイヴィッド・ヒュームの政治学』(東京大学出版会、二〇〇四年)三二頁参照。



- (13) 彼らは、執政官や護民官や独裁官 (*dictator*) の職にあった。フランク・エリスによれば、金銭横領の廉で敵対勢力から告発されたスキピオ兄弟はトリーに弾劾されたウィック貴族を、平民権力の伸張と貴族権力の削減に努めたグラックス兄弟は、トリーの庶民院議員を指している。 *Contests and Dissentions*, pp. 142-43 nn.
- (14) *Contests and Dissentions*, p. 110; *PW*, I, p. 221 (『論集』二九頁).
- (15) マキアヴェッリは、民衆は知恵と安定性を欠き、彼らほど軽薄でぐらつきやすいものはないというリウイウスたちの否定的な見解に異議を唱えていた。そして民衆はむしろ君主よりも賢明で安定しているという文脈で、「民の声は神の声」という有名な格言を引用していた。スウィフトも、この名言を引き合いに出す。だが、*vox populi, vox Dei* は「民衆の全般的な好みや傾向」を意味したものであって、「少数の代表者の中の単なる多数派」について言ったものではない、というのがスウィフトの基本的な理解であった。彼の考えでは、民衆の知恵や常識は、「小手先の術策と猛烈な政治運動による」民衆議会多数派の一時的な意見とは必ずしも同一ではないのである。マキアヴェッリ／永井三明訳『デイスコルシ』第一巻五八(マキアヴェッリ全集2) 筑摩書房、一九九九年) 一五四—一六〇頁。 *Contests and Dissentions*, p. 114; *PW*, I, p. 225 (『論集』三三—三四頁).
- (16) *Contests and Dissentions*, pp. 108-109; *PW*, I, pp. 219-20 (『論集』二七—二八頁).
- (17) *Contests and Dissentions*, p. 112; *PW*, I, p. 223 (『論集』三二頁)。ちなみに、キケロは「民衆が最大の権力を持ち、すべてがその裁量によってなされるべき、それは自由と呼ばれるが、実は放埒である」と『国家について』(*De re publica*) で述べていた。キケロ／岡道男訳『国家について』第三卷一三(キケロー選集8) 岩波書店、一九九九年、一一八頁。
- (18) トリーのサー・ハンフリー・マックワースも、一七〇一年八月に出版した政治パンフレットで、主題をあくまでもイングラランドに限定しながら、「庶民院における弾劾の権限は、イングランドの民衆の生得権であるように思われる」と述べていた。ちなみにマックワースは、ポートランド伯の弾劾訴追案が庶民院で可決されて同院に弾劾状起草委員会が設置されたとき、チャールズ・ダヴェナンントたちとともに委員の一人に任命されていた。Humphrey Mackworth, *A Vindication of the Rights of the Commons of England. By a Member of the Honourable the House of Commons* (London, 1701), p. 32.
- (19) *Contests and Dissentions*, p. 113; *PW*, I, p. 224 (『論集』三二頁).
- (20) スウィフトのこうした考え方は、ウィリアム・テンブルの影響を受けたものであるかもしれない。テンブルも、野心的で尊大で強欲な人間が公職に就くのを渴望しているのに対して、高貴で賢明で謙虚な人間は、政界入りして国事に携わるのを嫌がっているという趣旨の文を述べていた。William Temple, *Of Popular Discontents*, in *Works of Temple*, III, pp. 42-43. Cf. *Contests and Dissentions*, p. 146 n.
- (21) *Contests and Dissentions*, p. 114; *PW*, I, p. 225 (『論集』三三頁)。プラトン／藤沢令夫訳『国家』第七巻五(520d-521b) (プ



ラトン全集11」岩波書店、一九七六年）五〇六一―五〇八頁。ただし、これは「国家」からの正確な引用ではなく、スウィフトが全体の大意をつかんで要約したものである。

- (22) ケセノフォン／佐々木理訳『ソークラテースの思い出』第三巻七（岩波書店、一九五三年）一五二―一五五頁。
- (23) 田中祐子『公共的知識人の誕生——スウィフトとその時代』（昭和堂、二〇一九年）八五頁参照。
- (24) *Contests and Dissentions*, p. 115; *PW*, I, p. 226 (『論集』三四頁)。
- (25) *Contests and Dissentions*, p. 116; *PW*, I, p. 227 (『論集』三五頁)。
- (26) *Contests and Dissentions*, p. 116; *PW*, I, p. 227 (『論集』三五頁)。
- (27) *Contests and Dissentions*, p. 116; *PW*, I, p. 228 (『論集』三六頁)。
- (28) *Contests and Dissentions*, pp. 117-18; *PW*, I, pp. 228-29 (『論集』三七頁)。
- (29) *Contests and Dissentions*, p. 118; *PW*, I, pp. 229-30 (『論集』三八頁)。
- (30) 「不和抗争」より少し後に書かれたイングランド史断章では、混合君主政を創設したのはウィリアム征服王の息子のヘンリー一世であつたと述べている。\* A Fragment of the History from William Rufus, in *PW*, V, pp. 35ff. Cf. "Remarks upon a Book Intituled, *The Rights of the Christian Church Asserted*," in *PW*, II, p. 84.
- (31) *Contests and Dissentions*, p. 119; *PW*, I, p. 230 (『論集』三八頁)。
- (32) この説教で、スウィフトは信者に向かって次のように語っている。いさゝか長いが引用しておく。「あの偉大な（エリザベス）女王とその後継者であるジェイムズ一世の時代に、「避難先のジュネーヴから帰国した」この人たちは、教会と国家にとって非常に厄介な存在であり続けた。彼らは、国教徒よりも純粹な信仰の所有者だと触れ込んでいたので、自らピューリタンと称していた。彼らは現在の非国教徒たちの生みの親である。ピューリタンたちは、カトリックのあらゆる誤りを除去するだけでは満足せず、原始キリスト教会以来の信仰心を養う多くの優れた組織を放棄し、ついには主教制度にまで攻撃の矛先を向けるに至つた。……そしてさらに歩を進め、君主制度にまで異議を唱えるようになった。というのも、彼らの祖先が避難したジュネーヴ市は共和政体、すなわち民衆の統治する政治体制であつたからである。「殉難者の治世の中頃、ピューリタンたちは、王国内と議会の下院で相当な党派に成長していた。……この思まわしい議會は、まず主教たちを上院から追放し、数年後に国王を殺害した。さらにその後、上院全体を廃止した。かくしてピューリタンは、ジュネーヴの例に倣つて、王も主教も貴族もない、民衆の統治と新しい宗教の確立という念願をついに達成した。そして罰当たりにも、これをキリストと聖徒の王国と称したのであつた。」「しかし」彼らは国家と教会を転覆させ、国王を殺害した後、聖徒の王国と称するものを築きつつあつたまさにそのときに、彼らの中で生まれ育つた成り上りの宗派（独立派）に、彼らの渴望していた権力と財産と

を騙し取られてしまった。ピューリタンが一千人による支配を企図していたのに対して、その宗派は逆に彼らを一人の専制者に服従させたのである」。“A Sermon upon the Martyrdom of K. Charles I” in *PW*, IX, pp. 221, 223, 226 (『論集』三四七—三四九、三五三頁)

- (33) *Contests and Dissentions*, pp. 119-20; *PW*, I, pp. 230-31 (『論集』三九頁).
- (34) *Contests and Dissentions*, p. 120; *PW*, I, p. 231 (『論集』三九頁).
- (35) *Contests and Dissentions*, p. 121; *PW*, I, p. 232 (『論集』四〇頁).
- (36) *Contests and Dissentions*, p. 121; *PW*, I, pp. 231-32 (『論集』四〇頁).
- (37) *Contests and Dissentions*, p. 122; *PW*, I, pp. 232-33 (『論集』四一頁).
- (38) *Contests and Dissentions*, p. 124; *PW*, I, p. 234 (『論集』四二—四三頁).
- (39) *Contests and Dissentions*, p. 122; *PW*, I, p. 233 (『論集』四一頁).
- (40) スウィフトは、庶民院議員は休会中にわが家へ帰り、指導者を盲信したため身体に染み込んでしまった党派性をしばらく糊上げして、本来の彼らの気性である落ち着きを取り戻すのが良いと言っている。それはまろしくことうした理由からである。  
*Contests and Dissentions*, p. 124; *PW*, I, p. 236 (『論集』四三頁).
- (41) *Contests and Dissentions*, p. 125; *PW*, I, p. 236 (『論集』四四頁).
- (42) なお、スウィフト生前の一七三五年に、ジョージ・フォークナーによって四巻から成る『スウィフト著作集』(*The Works of J.S. D.D., D.S.P.D.*) が刊行されている。『不和抗争』は第一巻に収められているが、当該のパラグラフは削除されたままである。本稿で用いたエリス版はその段落を含み、デイヴィス版は含んでいない。依拠した底本による違いである。
- (43) Irvin Ehrenpreis, *Suift: The Man, His Works, and the Age*, 3 vols. (London: Methuen, 1962-83), II, p. 424.
- (44) *Journals of the House of Lords*, XV, p. 647.
- (45) *The Statutes of the Realm: Printed by Command of His Majesty King George the Third*, II vols. (1810-28; rpt. London: Dawson of Pall Mall, 1963), VII, pp. 7-8; W. C. Costin and J. Steven Watson (comps.), *The Law and Working of the Constitution: Documents 1660-1914*, 2nd edn., 2 vols. (London: Adam & Charles Black, 1961-64), I, pp. 83-84.
- (46) スエトニウス／国原吉之助訳『ローマ皇帝伝(上)』第一巻一九(岩波書店、一九八六年)二五—二六頁。ただし、スウィフトの記述は史実的に必ずしも正しくなく。その点については『*Contests and Dissentions*』, p. 154 n.
- (47) *Contests and Dissentions*, p. 126 (『論集』四五頁).
- (48) キケロ／根本和子・川崎義和訳『アッティクス宛書簡Ⅰ』(『キケロ選集13』岩波書店、二〇〇〇年)八六一—八七頁、注(28)

参照。

(49) *Contests and Dissentions*, p. 127 (『論集』四五頁).